

## 第4回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月27日(火)午後2時30分から午後3時30分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎会議室

3. 出席委員 15人

会長	17番	山田	健一
会長職務代理者	11番	山本	登
委員	1番	居内	和則
	2番	鬼塚	秀明
	3番	鎌田	直人
	4番	川崎	伸弘
	5番	遠藤	優一
	7番	松尾	貴子
	8番	藤田	政揮
	9番	中川	一弘
	10番	立石	雄治
	12番	小田切	英治
	13番	佐々木	義彦
	14番	鈴木	圭一
	15番	矢萩	一毅

4. 欠席委員

6番	福田	稔
16番	首藤	勝広

5. 議事日程

議案第1号	現況証明について
議案第2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第3号	農地等の所有権移転について
議案第4号	農地等の転用について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号	農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第7号	農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第8号	網走市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)について

6. 議事録署名委員

5番	遠藤	優一
7番	松尾	貴子

7. 出席事務局職員

事務局長	川合	正人
事務局次長	本間	保司
農地係長	石岡	英樹
事務局主査	竹岡	亮
農地係主事	猪股	路子

## 8. 会議の概要

- 事務局長                    それでは、ただ今より、網走市農業委員会第4回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりごあいさつをお願いします。
- 会長                            (挨拶)
- 事務局長                    次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事を進行いたします。議長をお願いします。
- 議長                            本日の出席委員は、15名で定足数に達しておりますので、ただ今から開会をいたします。なお、6番福田委員、16番首藤委員から欠席の報告がありました。次に本日の会議の議事録署名委員として、5番遠藤委員、7番松尾委員の両委員を指名いたします。
- 事務局  
議長                            それでは、議案の審議に入ります。議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。
- (議案第1号の説明)
- 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第1号「現況証明について」については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
- (異議なしと声あり。)
- 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。
- 事務局                            次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。
- (議案第2号の説明)
- なお、農地法第18条第6項の規定による通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。
- 議長                            議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第2号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
- (異議なしとの声あり。)
- 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。
- 次に、議案第3号「農地等の所有権移転について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしと声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。

次に、議案第4号「農地等の転用について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号につきましては、農地法第4条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の3ページから4ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第4号については、農地法第4条の許可基準を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしと声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、議案第5号については何もありませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、お諮りいたします。議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第6号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号の朗読説明)

なお、議案第6号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、議案第6号については何もありませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、お諮りいたします。議案第6号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第7号の朗読説明)

なお、議案第7号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。また、2番から6番の農用地利用集積計画の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、および機構法第18条第4項第4号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要でございます。各条項への適合

状況につきましては、別紙資料 1 の 6 ページ記載のとおりでございます。  
以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番  
議長

はい、議案第7号については何もありませんでした。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、お諮りいたします。議案第7号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします

次に、議案第8号「網走市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)」について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局  
議長

(議案第8号の朗読説明)

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第8号の「網走市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)」については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第4回総会を閉会いたします。